

25長寿第63605号
平成26年3月28日

各介護保険事業者等管理者 殿

香川県健康福祉部長寿社会対策課長
(公 印 省 略)

社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に係る質問について

香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年香川県条例第52号）については、一部改正され平成26年4月1日から施行されます。この度、一部改正に関して考えられるご質問に対する回答について、従来の回答に加筆し、別添のとおりお知らせします。

つきましては、介護サービス事業の運営に当たっては、別添の内容にも留意いただき、適切な対応をお願いします。

香川県健康福祉部長寿社会対策課
施設サービスグループ
在宅サービスグループ
TEL：(087) 832-3266
(087) 832-3274